

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

◆株式会社オルトスタッフ

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-29-1 KXオフィスビル2F

派遣労働者の数	119人
派遣先の数	40社
マージン率	31.34% (社保14.25%)
教育訓練に関する事項	マナー・接遇・PC研修
派遣料金の1人あたりの平均額	12,840円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の賃金の平均	8,816円(1日8時間当たり換算)
福利厚生	健康診断・各種割引制度・予防接種

(労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結して知るか否か) 締結している

(当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲) 全ての派遣労働者

(当該労使協定の有効期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日